

協同組織金融機関の 理念と諸問題

2008年5月9日

清田匡

(大阪市立大学商学部・経営学研究科)

金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関の
あり方に関するワーキンググループ 意見陳述資料

目次

1	はじめに	3
2	理念と組織	4
2.1	協同組織金融機関の理念	4
2.2	理念と組織 – 日独の組織の変遷	6
3	理念と諸問題	10
3.1	理念と業務規制、優遇税制	10
3.2	理念とコモンボンド — 地域という紐帯	13
3.3	理念とガバナンス	15
4	むすび	17
A	補足資料 (別紙) について	18

1 はじめに

2 理念と組織

2.1 協同組織金融機関の理念

相互扶助

- 協同組織金融機関は「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」(平成元年5月15日金融制度調査会「協同組織形態の金融機関のあり方について」)。

機関の相互扶助

- 相互扶助の延長線上の系統化。一つ一つの協同組織金融機関は小さくとも、全国レベルで相互扶助することによって存在感と競争力。中央機関との分業と協業。だからこそ、協同組織金融機関。

2.2 理念と組織 – 日独の組織の変遷

組織の統

—

- ドイツ: 分散から統一へ (図 1 参照)
 - 農業系と商工業系の別系統での発生と統一、一つの中央機関と系統 (業種別の信用分散、地域金融市場での存在感と競争力、経済事業の分離)。
 - 強い一体感と分業・協業 (協同組織)

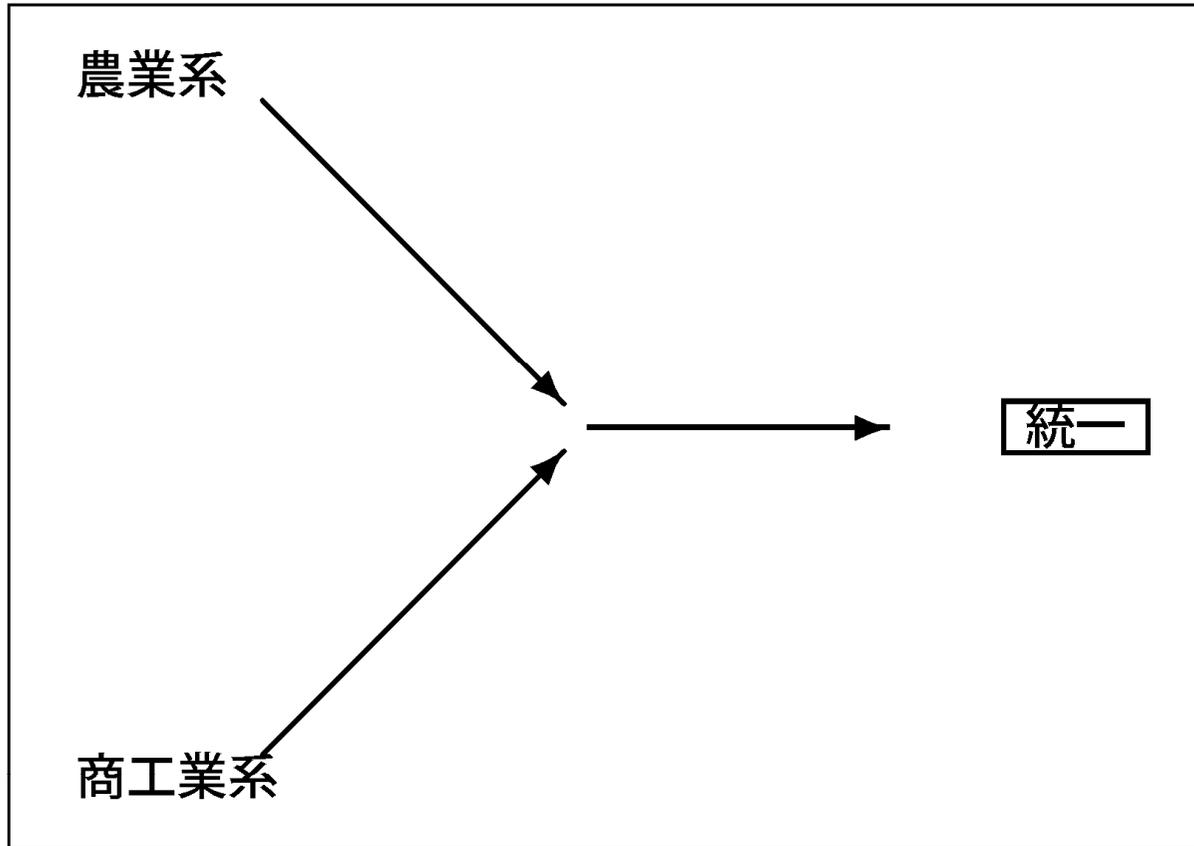


図 1: ドイツの協同組織の統一

図 2 との対比のために単純化している。
出所: 清田が作成。

組織の拡散

- 日本: ドイツから輸入後、拡散へ (図 2 参照)
 - 農業系と商工業系の分裂、複数の中央機関と系統、業種別の信用集中、存在感の地域差
 - 相対的に弱い一体感と分業・協業

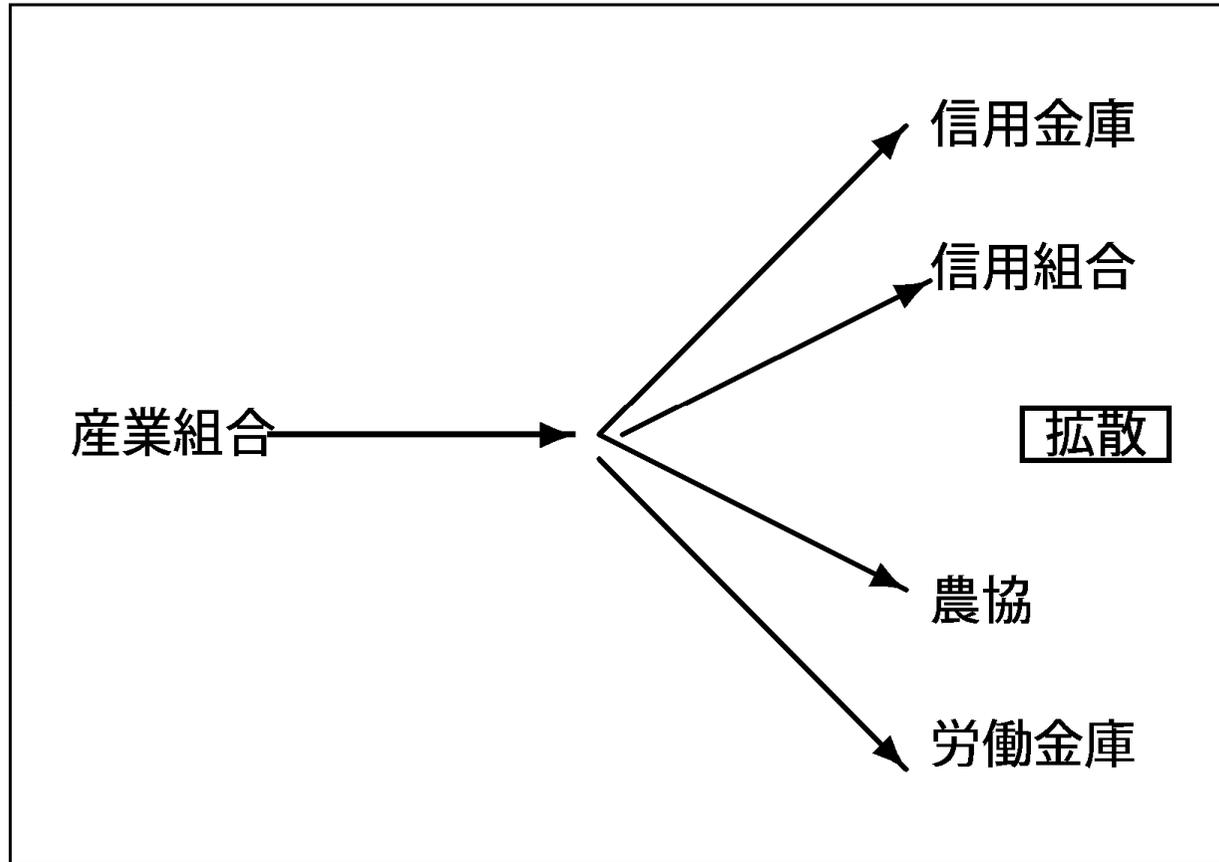


図 2: 日本の協同組織の拡散

図 1 との対比のために単純化している。

出所: 清田が作成。

3 理念と諸問題

3.1 理念と業務規制、優遇税制

地域金融
での相違

- 日独の地域金融の相違 (図 3 参照)
 - － ドイツ: 系統の統一による強い存在感。
 - － 日本: 分散した組織による、小さな規模、低いシェアは否めない。

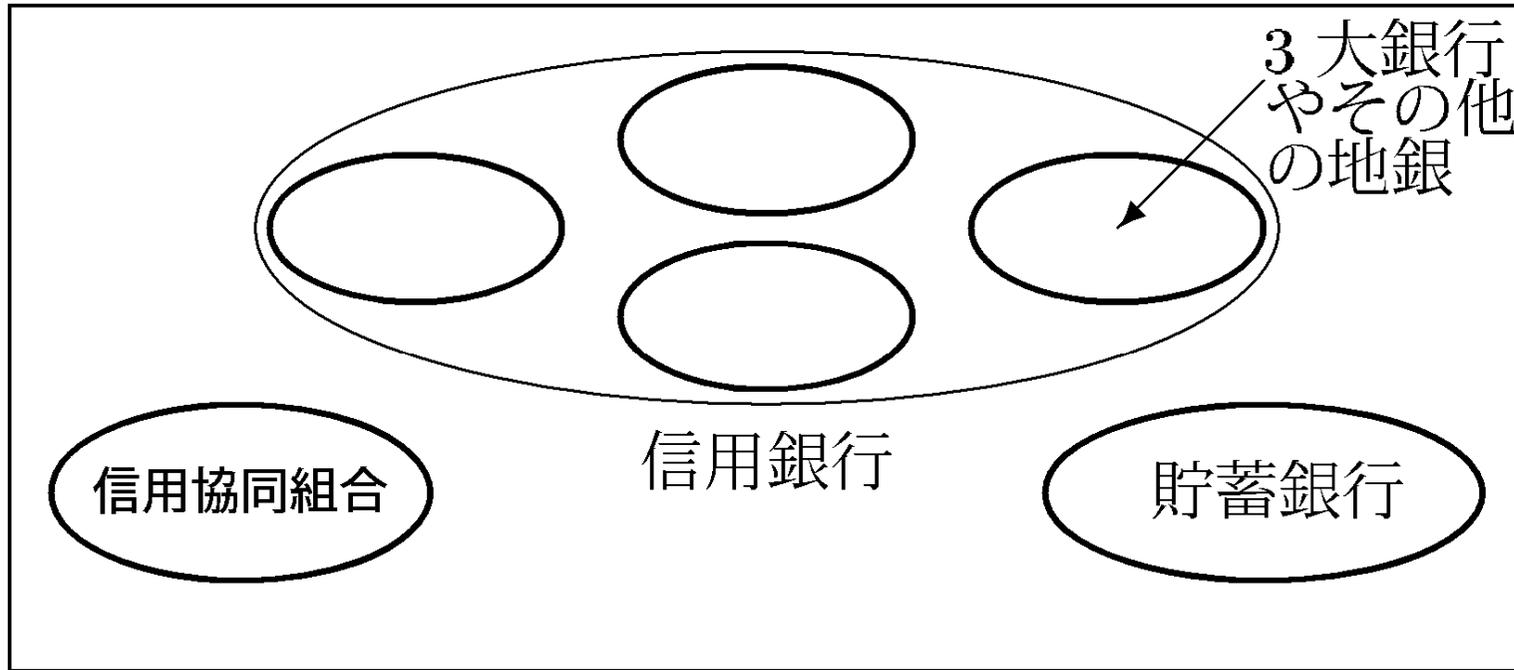


図 3: ドイツの地域金融 (銀行) 市場のイメージ

日本との比較のために誇張している。
出所: 清田が作成。

競争状況
の相違

制限と優
遇

- 日本:大きな地域間の競争状況の相違
- 業務規制と優遇税制: 理念に沿った動きか。
 - － 競争状況が異なるもとでの自由化が協同組織内の、あるいは地域間の格差を拡大しないか。
 - － 競争状況が異なるもとでの優遇の撤廃が、協同組織内の、あるいは地域間の格差を拡大しないか。

3.2 理念とコモンボンド — 地域という紐帯

- 協同組織金融機関にとっての地域: 制限であると同時にコモンボンド (共通の紐帯、絆)

- 地域規制の撤廃の持つ意味
 - コモンボンドの変化は必要か。妥当か（「中央機関による協同組織内での資金配分」と「個々の金融機関の地域を越えた活動」）。
 - 単なる撤廃は、理念に沿っているか。
 - 時代の変化と新しい紐帯（アメリカのコモンボンド改革、複数コモンボンド）

3.3 理念とガバナンス

協同組織
によるガ
バナンス

- 会員制度について
 - － 会員制度は、ガバナンスに影響するか。
 - － ドイツの制度 (一人一票は維持、非会員との取引の拡大)
 - － アメリカの複数コモンボンド

- ドイツの監査と預金保険 (協同組織によるガバナンス)
 - － 地区連合による監査 (他にコンサルタント業務、職員教育事業等)
 - － 協同組織による自前の預金保険 (無限保証)
- 系統の統一と協同組織 (中央機関と地区連合) によるガバナンス (協同組織の金融機関の相互扶助)

4 むすび

理念を維持するかぎりでは、理念にそった改革。中央機関と系統の統合、その協業、協同でのガバナンスの方向。

A 補足資料 (別紙) について

A.1 ドイツの金融機関の競争状況

A.2 クレジットユニオンのコモンボンド

A.3 ガバナンスについて

A.4 ドイツの地区協会

A 補足資料

A.1 ドイツの金融機関の競争状況

…三つのユニバーサルバンクのグループは、その発生の当初より、ユニバーサルバンクとして、現在のような多様な業務を展開していたわけではなかった。伝統的には、「分業関係」が存在していた。大銀行を含む信用銀行のグループは、ホールセール・バンキングを中心とした企業の銀行であり、元来、リテール業務の比重は小さかった。これと対照的に地域的な小口預金の集中と運用を目的として設立された貯蓄銀行グループは、おもに個人顧客 (Privatkunden) や中小企業を対象とした業務、すなわちリテール・バンキングをその業務の中心とする傾向が強かった¹⁾。信用協同組合のグループにしても中小企業との取引が中心だった。

…分業関係の再編の本格化は、第二次世界戦争後に始まる。具体的には、ホールセール業務を出発点とする銀行は、リテール業務への進出し、そして、リテール業務を出発点とする銀行は、ホールセール業務への進出することになる。したがってまた、この相互浸透の過程は、同時に、同一の市場での競争の激化をもたらし、そして、各銀行グループの業務や顧客構造の同質化をうながすことになる。そして、この過程の契機となったのは、銀行業務の大衆化であった。

兼営銀行からユニバーサルバンクへ

…1870年頃には新たな株式銀行が登場し、銀行組織のみならず、ドイツの産業に対しても大きな影響力を行使し始める。…しかし戦間期以降、リテール志向、つまり小口顧客向けの業務を強め、ホールセール業務からリテール業務へと業務を多様化してきた。…

信用銀行

小口貯蓄機関からユニバーサルバンクへ

ドイツの貯蓄銀行 (Sparkassen) の…設立の目的は地域の小口貯蓄の助成と地域経済の振興にあった²⁾。当時の金融機関と取引するだけの資産をもたず、貯蓄を投資する対象を持たない庶民に、貯蓄の手段を提供すること、…

貯蓄銀行

…

貯蓄銀行の組織構成が大きく変化し、現在の構造の原型が形成され始めるのは今世紀に入る頃からである。…ランデスバンク/ジロツェントラーレ (Landesbank/Girozentrale) (州銀行・振替中央銀行) の設立…

…今世紀初頭から戦間期にかけて、このようなランデスバンク/ジロツェントラーレがドイツ各州に設立されていく。それらの上にさらに全国レベルでの資金集中兼中央決済機関としてドイツェ・ジロツェントラーレ (Deutsche Girozentrale) (ドイツ中央振替銀行・ドイツ自治体銀行) が設立されることとなる。…

このような組織構成の形成により、上部組織として貯蓄銀行の資金を全国的に集中するジロツェントラーレ、ドイツェ・ジロツェントラーレは、貯蓄銀行には困難であった大企業相手のホールセール業務への進出が、可能となってゆく。…

前述の大銀行 (信用銀行) が、ホールセール業務からリテール業務へと業務の多様化を進めたの

¹⁾原注:貯蓄銀行グループの小口貯蓄機関としての発生とその業務の多様化の進展、ユニバーサルバンク化に関しては、拙稿 [4]、[5] を参照されたい。

²⁾原注: Mura [2]S.25-26, Dick [1]S.14 等を参照。なお、以下の貯蓄銀行の歴史的展開の詳細については、拙稿 [4]、同 [5] を参照されたい。

と対照的に、貯蓄銀行部門はリテール業務から出発して業務の多様化、ユニバーサルバンクへの脱皮を進めたわけである³⁾。リテールの領域のみならず、ホールセール領域でも、銀行間の競争は激化し、銀行の相互浸透、同質化は、進んだ。

相互扶助機関からユニバーサルバンクへ

貯蓄銀行が地域の小口貯蓄の助成と地域経済の振興を目的として出発したのとは異なり、信用協同組合(Kreditgenossenschaften)は、農民や商工業者のための相互扶助の機関として、19世紀半ばの頃より設立が始まる。ナポレオン戦争以後、封建領主からの農民の解放、ギルドからの商工業者の解放が進んだが、彼らは依って立つ経済的基盤を持たず、旧来の農村やギルドなどの「共同体」に代わる新たな相互扶助の組織として「協同組合」の設立が求められたのである。新たな協同組織が旧来の「共同体」と異なっているのは、前者が完全な自由意志での加盟と脱退を認めていたこと、またあくまでも組合員にとっての副次的な存在であり、旧来の共同体の「全体主義的原則、無制限の権力の要素が…欠落している」点にある⁴⁾。

信用協同組合

このように、古い共同体に代替する相互扶助の組織として発生した協同組合、そして協同組合銀行は、貯蓄銀行と平行して業務活動を拡充・多様化させ、貯蓄銀行部門同様に、三層からなる組織を形成していった。ここでも、個別の銀行と中央機関との分業による業務の多様化、ユニバーサルバンク化の進展が認められる。

(清田匡『戦後ドイツ金融とリテールバンキング—銀行の大衆化と金融商品の価格』勁草書房、2003年2月、1-296ページより、ドイツの3大グループの成立についての抜粋)

参考文献

- [1] Dick, A. *Der Verflechtung zwischen Sparkassen und Giroaneralen*. Duncker & Humblot, 1 edition, 1959.
- [2] Prindl, J., editor. *Entwicklungslinien der Deutsche Sparkassengeschichte*. Deutscher Sparkassen Verlag, 1987.
- [3] アシュホフ/ヘニングセン. 『ドイツの協同組合制度 — その歴史・構造・経済力 —』. 日本経済評論社, 6 1990.
- [4] 清田匡. 「ジロツェントラーレの基本構造」(1). 大阪市立大学『経営研究』, Vol. 39, No. 5, 12 1988.
- [5] 清田匡. 「ジロツェントラーレの基本構造」(2). 大阪市立大学『経営研究』, Vol. 40, No. 3, 12 1989.

³⁾ 原注: 敗戦にあたり戦時金融への貢献の責任を問われて、貯蓄銀行部門の三層構造は東西どちらのドイツでもひとまず解体されることとなる。西ドイツではランデスバンク/ジロツェントラーレの存続は許されるが、頂上機関であるドイッチェ・ジロツェントラーレは存続が許されなかった。ドイッチェ・ジロツェントラーレはその後 1950 年代に再建され、貯蓄銀行、ランデスバンク/ジロツェントラーレ、ドイッチェ・ジロツェントラーレという三層構造が復活する。しかし、ドイッチェ・ジロツェントラーレの再建の遅れは貯蓄銀行部門の組織構造に少なからぬ影響をあたえた。部門内でのドイッチェ・ジロツェントラーレの地位低下である。いまだにドイッチェ・ジロツェントラーレは戦前のように卓越した地位を獲得していない。拙稿 [4], 同 [5], Mura [2]。

⁴⁾ 原注: これらの点については、アシュホフ/ヘニングセン [3] を参照。

A.2 クレジットユニオンのコモンプンド

クレジット・ユニオンの会員になるには、「コモンプンド (common bond: 共通の絆)」という居住地域・職場・所属団体・低所得層などの環境を同一にする何らかの共通の繋がりをあらかずものを必要としており、…

コモンプンド

…

アメリカでは、現在、35 のコモンプンドが National Credit Union Administration (NCUA) によって定義されている。しかし、1982 年までは、職場、団体、地域を基礎とする単一コモンプンド (single common bond) が適用されていた。職域クレジット・ユニオンは雇用者や職場を共有し、団体クレジット・ユニオンは宗教や友愛団体、市民団体など、そして地域クレジット・ユニオンは居住地、労働地域、学区などを共有しているものであった。しかし、NCUA が、このコモンプンドを再解釈し、特定被雇用者団体 (Select Employee Group: SEG) を認可したことで、徐々にクレジット・ユニオンの営業範囲拡大を招いた。

…

しかし、こうした複数コモンプンドの導入とその解釈の拡大が、商業銀行を「コモンプンドの解釈に誤りがある」として…

複数コモンプンド

…

1998 年 …… 8 月、クリントン大統領が、クレジット・ユニオン・メンバーシップ・アクセス法 (the Credit Union Membership Access Act: CUMAA) に署名したことで、複数コモンプンド (multiple Common bonds) が正式に許可された⁵⁾。そして、CUMAA は、連邦クレジット・ユニオン法を改正し、(1) 職域もしくは団体等の単一コモンプンド、(2) 複数コモンプンド、(3) 地域、の 3 つのカテゴリーから選択することとした。そして、2003 年の段階で、連邦許可のクレジット・ユニオンの約 48% が複数コモンプンドとなっている⁶⁾。

森中由貴「アメリカのクレジットユニオンと業務基盤の拡充」、大阪市立大学経営学会『経営研究』第 57 巻第 4 号、2007 年 2 月、93-114 ページより、コモンプンドについての抜粋

⁵⁾原注: Frame et.al (2001), p.4, Robbins(2005)pp.3-4, American Bankers Association (2006a)

⁶⁾原注: CUNA と FDIC の統計により著者計算。…

A.3 ガバナンスについて

協同組織金融機関では、「共通の繋がり」をもとに、経済基盤を共有する同一コミュニティ内の会員相互の牽制によりガバナンスを維持することが前提とされている。…

…

他の会員からの評価・評判が意識されるといったことから、会員間の相互牽制が働きやすいことがリスク管理上の強みとされている。

ドイツの信用協同組合については、BVR⁷⁾が運営する相互援助制度(金融機関保護基金)に加入する組合は、公的セーフティネットである預金保護・投資者補償機構への加入義務を免除されている。…相互援助制度では、合併等により経営に問題のある組合の全負債を保護する措置がとられ、ペイオフによる処理は想定されていない。

全負債を保護

…BVR が傘下組合に対し経営に関する助言や役員研修等を実施し、また地区監査連合会が監査や経営指導を行っている。

地区協会

日本銀行信用機構局「海外における協同組織金融機関の現状」2004年10月、1-29ページより、ドイツの協同組合についての抜粋

⁷⁾引用者注: ドイツ連邦信用協同組合協会 (Bundesverband der Deutschen Volksbank und Raiffeisenbanken)

A.4 ドイツの地区協会

- Badischer Genossenschaftsverband e.V. (Karlsruhe)
- Genossenschaftsverband Bayern e.V. (München)
- Gensossenschaftsverband Berlin-Hannover e.V. (Hannover)
- Genossenschatsverband Frankfurt e.V. Hessen/Rheinland-Pfalz/Saarland /Sachsen/Thübringen
- Genossenschaftsverband Norddeutschland e.V.(Hannover)
- Genossenschaftsverband Weser-Erms e.V.(Oldenburg)
- Rheinisch-Westfälischer Genossenschaftsverband e.V.(Münster)
- Württembergischer Genossenschaftsverband Raiffeisen/Schulze-Delitzsche e.V. (Stuttgart)
- Verband der PSD Banken e.V.(Bonn)
- Verband der Sparda-Banken e.V.(Frankfurtt)

Banken-Jahrbuch 2007, Hoppenstedt , V.19 より